資料2

- 《1. 特定都市河川浸水被害対策法(以下、特定都市河川法)の概要》(平成15年法律第77号)
- ① 最近の動向

近年の激甚化・頻発化する水災害に対し、「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みとして、特定都市河川法が令和3年11月1日に一部改正された。

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害の発生又はそのおそれがあり、かつ、市街化の進展等により河道等の整備が困難な地域について、浸水被害から国民の生命等を保護するため、 特定都市河川及び流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための措置を定め、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

- 《2. 特定都市河川法において越谷市に関連する主な事項》
- ① 雨水貯留浸透施設整備計画の認定

② 雨水浸透阻害行為の許可

③ 貯留機能保全区域の指定

② 雨水浸透阻害行為の許可(概要) 宅地等以外の土地において、宅地等にするために行う土地の形質の変更、土地の舗装等の流出雨水量を増加させるおそれのある行為(雨水浸透阻害行為) について、都道府県、指定都市又は中核市の長の許可を受ける必要があり、標識を設け、雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要がある。

- 《3. 中川・綾瀬川流域の特定都市河川の指定(中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会)について》
- ・中川・綾瀬川流域では、昭和55年に、土地利用を含めた総合治水対策を講じることにより水害を防止し、又は、軽減することを目的として、 総合治水対策協議会を設置し、流域(国、1都2県、28市区町)が一体となり、総合治水対策を推進
- ・ 令和5年3月29日に開催された中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会において、関係する流域自治体の首長出席のもと、 中川・綾瀬川流域の特定都市河川の指定など法適用に向けた検討を進めることを確認
- 《4. 特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為の許可手続きの主な内容》
- ① 対象行為

土地から流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為(雨水浸透阻害行為)

- ■許可を必要する雨水浸透阻害行為の具体例
- 1.「宅地等以外の土地」を「宅地等」にする 2.「宅地等以外の土地」への「太陽光発電 3.ローラー等により土地を締め固める行為 ために行う土地の形質の変更

(耕地) ➡太陽光 発電施設







4.土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

② 対象規模

●田畑

(耕地)

⇒宅地

雨水浸透阻害行為の面積が1.000平方メートル以上

※農地又は林地の保全、既に舗装されている土地、仮設の建築物等一時的な利用を目的とする行為は許可不要

③ 必要対策容量

雨水浸透阻害行為後の流出雨水量が行為前の流出雨水量と同じになるような容量

〇法と条例の関係

	特定都市河川法 越谷市まちの整備に関する条例
対象行為	雨水浸透阻害行為 ・土地の形質変更 ・土地の舗装 ・土地の締め固め等 開発行為等 (土地区画整理事業の施行区域等除く)
対象規模	1,000m2 (0.1ha) 以上 500m2以上1ha未満 ※1ha以上の県協議で不要の場合も含む
	法に定める 雨水浸透阻害行為の面積のみ 開発区域面積
必要 対策容量	行為前後の流出係数の変化等をもとに算定 開発行為等の面積に対し、500m3/haをもとに算定 に算定
	申請毎に個別に算定 開発面積に一律
	必要対策容量の大きい方を適用

《5. 越谷市まちの整備に関する条例、規則の改正内容(案)》

中川・綾瀬川流域の特定都市河川指定に伴い、届出、協議の対象行為や施設の必要対策容量を明確にするため、主に以下の2点を改正する。

- ① 条例第37条(雨水流出抑制施設の設置) 対象規模となる開発行為等のうち、適用除外となる区域について、法手続きによる施設の設置を求めるため、法第30条を適用することを明文化する。
- ② 規則第29条(規則で定める雨水流出抑制施設) 規則で定める施設の必要対策容量については、法第30条の対象となる行為の適用を受ける場合において、法と条例を比較し、大きい方を適用することを明文化する。